

特定最低賃金（産業別）の日本標準産業分類表

自動車・同附属品製造業

適用する使用者

島根県の区域内で自動車・同附属品製造業（自動車製造業（二輪自動車を含む）を除く。以下同じ。）当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

日本標準産業分類（令和5年7月改定）

E31 輸送用機械器具製造業

E310 管理、補助的経済活動を行う事業所（31輸送用機械器具製造業）

E3100 主として管理事務を行う本社等

E3109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

E311 自動車・同附属品製造業

E3111 自動車製造業（二輪自動車を含む）（島根県最低賃金適用）

E3112 自動車車体・附隨車製造業

E3113 自動車部分品・附属品製造業

E312 鉄道車両・同部分品製造業（島根県最低賃金適用）

E313 船舶製造・修理業、舶用機関製造業（島根県最低賃金適用）

E314 航空機・同附属品製造業（島根県最低賃金適用）

E315 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業（島根県最低賃金適用）

E319 その他の輸送用機械器具製造業（島根県最低賃金適用）

L7282 純粹持株会社

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次の業務に主として従事する者
 - (1) 清掃、片付け又は整理の業務
 - (2) 手作業による運搬の業務